

建築設計基準 <新旧対照表>

(傍線部分は改定部分)

改定後	改定前
<p>建築設計基準</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日国営整第 245 号 最終改定 令和 7 年 8 月 4 日国営設第 86 号</p>	<p>建築設計基準</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日国営整第 245 号 最終改定 令和 6 年 3 月 25 日国営設第 209 号</p>
第 1 章 総則	第 1 章 総則
1.3 用語の定義	1.3 用語の定義
<p>(10) 車椅子使用者用便房：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第 14 条第 2 項に規定する車椅子使用者用便房をいい、当該便房にオストメイト対応の水洗器具又は乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加したものを含む。</p>	<p>(10) 車椅子使用者用便房：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第 14 条第 1 項第一号に規定する車椅子使用者用便房をいい、当該便房にオストメイト対応の水洗器具又は乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加したものを含む。</p>
<p>(11) 視覚障害者移動等円滑化経路：バリアフリー法施行令第 22 条第 1 項に規定する視覚障害者移動等円滑化経路をいう。</p>	<p>(11) 視覚障害者移動等円滑化経路：バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項に規定する視覚障害者移動等円滑化経路をいう。</p>
<p>(13) 線状ブロック等：バリアフリー法施行令第 22 条第 2 項第一号に規定する線状ブロック等をいう。</p>	<p>(13) 線状ブロック等：バリアフリー法施行令第 21 条第 2 項第一号に規定する線状ブロック等をいう。</p>
2.8 各部・詳細	2.8 各部・詳細
<p>2.8.4 便所に関する事項</p> <p>(1) 玄関がある階等にある 1 カ所以上の便所（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）及び不特定かつ多数の者が利用する便所においては、床置き式の小便器その他これに類する小便器の 1 カ所以上に手すりを設置する。また、洗面器は、利用者が寄りかかること等を考慮して、1 カ所以上に手すりを設置したものとす。</p> <p>(2) 車椅子使用者用便房は、腰掛便座、手すり等を適切に配置し、かつ車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとす。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房を複数設置する場合は、できる限り左右の使い勝手が異なるものを設置する。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用する施設に設置される 1 カ所以上の男女共用の車椅子使用者用便房は、大人が使用できる大型ベッドを設置するとともに、座位変換型の車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとす。</p> <p>(5) 便房における紙巻器、便器洗浄ボタン等の位置は、JIS S 0026 によるものとす。</p> <p>(6) 施設の用途、利用者数、利用者特性等を考慮し、必要に応じて、便所にオストメイト対応の水洗器具、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加し、その際、利用者の集中等にも留意して機能の分散を図る。</p> <p><u>(7) 施設の用途、利用者数、利用者特性等を考慮し、必要に応じて、盗撮等の犯罪の防止又は抑止するための措置を講ずる。</u></p>	<p>2.8.4 便所に関する事項</p> <p>(1) 玄関がある階等にある 1 カ所以上の便所（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）及び不特定かつ多数の者が利用する便所においては、床置き式の小便器その他これに類する小便器の 1 カ所以上に手すりを設置する。また、洗面器は、利用者が寄りかかること等を考慮して、1 カ所以上に手すりを設置したものとす。</p> <p>(2) 車椅子使用者用便房は、腰掛便座、手すり等を適切に配置し、かつ車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとす。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房を複数設置する場合は、できる限り左右の使い勝手が異なるものを設置する。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用する施設に設置される 1 カ所以上の男女共用の車椅子使用者用便房は、大人が使用できる大型ベッドを設置するとともに、座位変換型の車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとす。</p> <p>(5) 便房における紙巻器、便器洗浄ボタン等の位置は、JIS S 0026 によるものとす。</p> <p>(6) 施設の用途、利用者数、利用者特性等を考慮し、必要に応じて、便所にオストメイト対応の水洗器具、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加し、その際、利用者の集中等にも留意して機能の分散を図る。</p>
2.10 外構	2.10 外構
<p>2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項</p> <p>(1) 車路及び駐車場は、自動車等が安全かつ円滑に通行し、駐車できるようスペースを確保する。また、駐車場は、効率的な駐車台数の確保についても考慮して計画する。</p> <p>(2) 舗装の種類及び断面構成は、地盤の強度、車路又は歩行者等用通路の別、通行する自動車等の種類及び</p>	<p>2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項</p> <p>(1) 車路及び駐車場は、自動車等が安全かつ円滑に通行し、駐車できるようスペースを確保する。また、駐車場は、効率的な駐車台数の確保についても考慮して計画する。</p> <p>(2) 舗装の種類及び断面構成は、地盤の強度、車路又は歩行者等用通路の別、通行する自動車等の種類及び</p>

改定後	改定前
<p>頻度等を考慮し、十分な強度を確保できるよう選定する。なお、歩行者等用通路において緊急車両が通行する部分等、やむを得ず自動車が入り入れる部分の断面構成は、車路の断面構成を参考に、適切なものとする。</p> <p>(3) 路床土が凍結融解するおそれのある地域においては、地域の凍結指数に応じた凍結深さを踏まえ、必要に応じて凍上抑制層を設ける。</p> <p>(4) 駐車ますは、車止めを設置するなど、自動車の衝突防止を考慮して計画する。</p> <p>(5) 敷地内に傾斜又は起伏がある場合でも、排水に必要な舗装面の勾配を除き、駐車ます及びそれに面する車路の部分は、できる限り平坦となるよう計画する。</p> <p>(6) 多雪地において、構内通路及び駐車場は、除雪車による除雪を考慮し、単純かつ平坦な形状とする。</p> <p>(7) 多雪地において融雪装置を設置する場合は、歩行者等の円滑かつ安全な通行等を考慮し、融雪を行う範囲を設定する。</p> <p>(8) 不特定かつ多数の者が利用する施設において、車椅子使用者用駐車施設は、玄関の近くに設置したうえで、できる限り、庇等により乗降時又は建物への移動時に雨に濡れないよう考慮したものとす。</p> <p>(9) 複数の車椅子使用者用駐車施設を設置する場合は、左右どちらからでも乗降できるよう、できる限り連続して配置する。</p> <p>(10) 車椅子使用者用駐車施設の標識及び路面表示は、分かりやすく目立つものとし、乗降用スペースの路面には斜線を表示する。<u>また、必要に応じて、車椅子使用者用駐車施設の適正利用を促すための措置を講ずる。</u></p> <p>(11) 歩行者等用通路は、濡れても滑りにくく、つまずきにくい仕上げとする。</p> <p>(12) 歩行者等用通路は、多様な施設利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、幅員を確保する。</p> <p>(13) 歩行者等用通路には、敷地内に傾斜又は起伏があるなどやむを得ない場合を除き、段を設けない。</p> <p>(14) 車路への切下げ部の縁端は、車椅子使用者が通行可能であるとともに、視覚障害者が認知できるものとする。</p> <p>(15) バリアフリー法施行令第 17 条第三号に適合するものとして設置する傾斜路の上端及び下端には、車椅子使用者の安全かつ円滑な移動を考慮して他の動線と交錯しないように、踏幅 150cm 以上の平坦な部分を設ける。また、曲がり部分又は折り返し部分を設ける場合は、踏幅 150cm 以上の踊場とする。</p>	<p>頻度等を考慮し、十分な強度を確保できるよう選定する。なお、歩行者等用通路において緊急車両が通行する部分等、やむを得ず自動車が入り入れる部分の断面構成は、車路の断面構成を参考に、適切なものとする。</p> <p>(3) 路床土が凍結融解するおそれのある地域においては、地域の凍結指数に応じた凍結深さを踏まえ、必要に応じて凍上抑制層を設ける。</p> <p>(4) 駐車ますは、車止めを設置するなど、自動車の衝突防止を考慮して計画する。</p> <p>(5) 敷地内に傾斜又は起伏がある場合でも、排水に必要な舗装面の勾配を除き、駐車ます及びそれに面する車路の部分は、できる限り平坦となるよう計画する。</p> <p>(6) 多雪地において、構内通路及び駐車場は、除雪車による除雪を考慮し、単純かつ平坦な形状とする。</p> <p>(7) 多雪地において融雪装置を設置する場合は、歩行者等の円滑かつ安全な通行等を考慮し、融雪を行う範囲を設定する。</p> <p>(8) 不特定かつ多数の者が利用する施設において、車椅子使用者用駐車施設は、玄関の近くに設置したうえで、できる限り、庇等により乗降時又は建物への移動時に雨に濡れないよう考慮したものとす。</p> <p>(9) 複数の車椅子使用者用駐車施設を設置する場合は、左右どちらからでも乗降できるよう、できる限り連続して配置する。</p> <p>(10) 車椅子使用者用駐車施設の標識及び路面表示は、分かりやすく目立つものとし、乗降用スペースの路面には斜線を表示する。</p> <p>(11) 歩行者等用通路は、濡れても滑りにくく、つまずきにくい仕上げとする。</p> <p>(12) 歩行者等用通路は、多様な施設利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、幅員を確保する。</p> <p>(13) 歩行者等用通路には、敷地内に傾斜又は起伏があるなどやむを得ない場合を除き、段を設けない。</p> <p>(14) 車路への切下げ部の縁端は、車椅子使用者が通行可能であるとともに、視覚障害者が認知できるものとする。</p> <p>(15) バリアフリー法施行令第 16 条第三号に適合するものとして設置する傾斜路の上端及び下端には、車椅子使用者の安全かつ円滑な移動を考慮して他の動線と交錯しないように、踏幅 150cm 以上の平坦な部分を設ける。また、曲がり部分又は折り返し部分を設ける場合は、踏幅 150cm 以上の踊場とする。</p>